

奈良県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和三年三月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
後藤歯科クリニック	生駒市北新町一〇一四〇 プレ ミエメゾン二〇二号	令和三年三月三十 一日